

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 協力の対象となる活動の態様の追加等

1 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができるとすること。
(第三章第二節関係)

2 国際的な選挙監視活動について、紛争による混乱を解消する過程で行われる選挙等を含めるものとする。
(第三条関係)

3 選挙の監視等に係る国際平和協力業務に従事する隊員を選考により採用する者及び自衛隊員以外の関係行政機関の職員に限るものとする。
(第十一条及び第十二条関係)

4 国際連合平和維持活動のために自衛隊の部隊等が実施する国際平和協力業務の実施に係る国会の承認につき、実施計画を添えて求めるものとし、例外なく事前に承認を得なければならぬものとする。
(第六条関係)

二 国際平和協力業務の種類追加等

(第三条及び第六条関係)

1 国際平和協力業務の種類として次に掲げる業務を追加すること。

① 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

② 立法又は司法に関する事務に関する助言又は指導

③ 国の防衛に関する組織等の設立又は再建を援助するための助言若しくは指導又は教育訓練に関する業務

④ 国際連合平和維持活動を統括し、又は調整する組織において行う一定の業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

⑤ 自衛隊の部隊等が国際連合平和維持活動のために一定の国際平和協力業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動に従事する者又はその活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者からの緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護（当該活動関係者が退避するためその他当該侵害又は危難から逃れるために必要な範囲のものに限る。）

2 1の⑤に掲げる業務を実施する場合にあつては、国際連合平和維持活動等が実施されること及び我が国が国際平和協力業務を実施することにつき、当該活動が行われる地域の属する国等の同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されていると認められなければならないものとする。

3 国際平和協力業務から、我が国として輸送することが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送を除くこと。

4 一の4の国会の承認の対象に、自衛隊の部隊等が国際連合平和維持活動のために実施する1の⑤に掲げる業務を追加すること。

三 武器の使用

（第二十五条関係）

二の1の⑤に掲げる業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができるものとする。

四 その他の措置

1 国際平和協力本部長は、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に配慮しなければならないものとする。と。
(第九条の二関係)

2 人道的な国際救援活動の要請を行う国際機関を掲げる別表に新たな機関を加えること。

(別表第一関係)

3 停戦合意のない場合における物資協力の対象となる国際機関を掲げる別表に2の機関を加えるとともに、当該物資協力の要件を明確化すること。
(別表第三及び第三条関係)

4 政府は、国際連合平和維持活動等に参加するに際して、活動参加国等から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において必要と認めるときは、我が国の請求権を放棄することを約することができるものとする。 (第三十一条関係)

5 防衛大臣等は、国際連合平和維持活動等を実施する自衛隊の部隊等と共に活動が行われる地域に所在して大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊から応急の措置に必要な物品又は役務の提供に係る要請があつたときは、これを実施することができるものとする。 (第三十二条関係)

五 施行期日等

1 施行期日

(附則第一項関係)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2は、公布の日から施行すること。

2 関係法律の整備

(附則第二項及び第三項関係)

① 内閣総理大臣が国家安全保障会議に諮らなければならない事項に、国際平和協力業務の実施等に関する重要事項のうち次に掲げる措置に関するものを加えることとし、このための国家安全保障会議設置法の規定の整備については、別に法律で定めること。

イ 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて二の1の⑤に掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更(当該業務の終了に係る変更を含む。)

ロ 一の1による自衛官の国際連合への派遣

② ①のほか、三による武器の使用に関する自衛隊法の規定の整備、四の5による物品及び役務の提供に関する同法の規定の整備その他この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備については、別に法律

で定めること。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。